

答申第51号  
平成16年9月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年5月11日付け諮問第12号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県議会予算特別委員会（平成16年3月12日）企画管理部審査における  
参事（市町振興課）の答弁原稿

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「兵庫県議会予算特別委員会（平成16年3月12日）企画管理部審査における 参事（市町振興課）の答弁原稿」を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の文書（以下「本件文書」という。）の公開請求に対して、実施機関が平成16年3月26日付けで行った非公開決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、その公開を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び「非公開理由説明書に対する意見書」において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）によれば、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」（第1条）とされている。

本件文書について、公文書該当性を検討すると、

「職務上作成」されたことは明らかである。

「職務上用いるものとして」の該当性については、市町振興課参事が議会答弁の責任者として公務上（組織上）用いるものであった以上、「答弁者が口頭で回答する際の個人的な備忘録であって、組織で共用する文書ではない」（非公開理由説明書）とは認識を欠くものである。議会答弁という高度に公的段階にある原稿は、個人的検討段階の備忘録とはみなしえない。

「実施機関が保有していること」について、非公開理由説明書では、「文書ファイルに保存している事実はない」とされている。当初から実施機関が公文書との認識を欠いていたならば、答弁終了後、ただちに廃棄された（当然、公開請求時点で不存在）可能性もあるが、そうとすれば職務違反といわざるをえない。

上記のように、今回の決定は違法・不当な判断であるのみならず、条例の趣旨にも反するものである。加えて、仮に「公文書」は存在しないと判断したとしても、条例第2条の規定に基づいて、自発的な情報提供の努力をすべきであって、かたくなに「不存在」に固守する姿勢は、条例に対する基

本理解が不十分であると言わざるをえない。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

答弁原稿の性質は、議会の委員会における質問に対し、答弁者が口答で回答する際の個人的な備忘録であって、以下の理由により、組織で共用する文書ではない。

そもそも議会の答弁は、口頭で回答するものであり、文書を作成する必要はないものである。

答弁者が答弁原稿を用意することはあるが、口頭での回答を手助けする個人の備忘録に過ぎない。

答弁原稿は、委員会でそのとおりに読み上げるものではなく、修正して回答することも、あるいは全く異なることを回答する場合もあるので、答弁原稿は内容が確定していないものである。

本件文書を、組織的に利用、保存している文書ファイルに保存している事実はない。

よって、本件文書は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」ではなく、条例第1条第2項にいう「公文書」は存在しない。

### 第4 審査会の判断

#### 1 本件文書の概要について

本件文書は、特定の日 of 兵庫県議会予算特別委員会の企画管理部審査において、委員の質問に対して市町振興課参事が行った答弁の原稿である。

#### 2 本件処分について

実施機関は、本件文書は実施機関の職員が組織的に用いるものではなく、条例第1条第2項に規定する「公文書」に該当しないことを理由として本件処分を行っていることから、以下検討する。

##### (1) 「公文書」の定義について

条例第1条第2項によれば、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、この規定により条例に基づく公開請求の対象となる範囲が明らかになっている。

これによれば、条例に定める公開請求の対象は、文書、図画、写真及び電磁的記録（以下「文書等」という。）という媒体に記録された情報である。また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、その実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態の文書等を意味するものと解される。

(2) 本件文書の公文書該当性について

実施機関は、本件文書を組織的に利用、保存している文書ファイルに保存している事実はないと主張する。

そこで、審査会で確認したところ、実施機関が組織として利用、保存している文書ファイルに本件文書が保存されている事実は認められなかった。

また、県議会の委員会における県の担当職員の答弁内容については、議会事務局において、答弁の記録を作成及び保存することとなっている。そして、答弁者の所属部署において答弁内容に関する記録を保存管理する場合でも、議会事務局作成の記録の写しを用いるのが常である。文書管理に係る規程からも答弁者の予想答弁原稿を保存管理することは要求されていないと解釈されてきている。そして、実際にもこのことは行われていない。本件においても、この文書管理の準則から外れた処理が行われたという特別事情は認められなかった。

したがって、本件文書は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」ではなく、条例第1条第2項に規定する「公文書」には該当しない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
16 . 5 . 11	・ 諮問書の受領
16 . 6 . 4	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
16 . 6 . 28	・ 異議申立人の意見書の受領
16 . 7 . 27 (第156回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
16 . 8 . 30 (第157回審査会)	・ 審議
16 . 9 . 22 (第158回審査会)	・ 審議 ・ 答申